

## 実質収支に関する調書(総括)

区	分	金 額	
1	歳 入 総 額	62,222,640 千円	
2	歳 出 総 額	60,922,178	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	1,300,462	
4	翌年度へ 繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	102,918	
	(3) 事故繰越し繰越額	0	
	計	102,918	
5	実 質 収 支 額	1,197,544	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の 規 定 に よ る 基 金 繰 入 額	0	

実質収支に関する調書  
(一般会計)

区 分		金 額	
1	歳 入 総 額	42,862,027 千円	
2	歳 出 総 額	41,555,510	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	1,306,517	
4	翌年度へ 繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
		(2) 繰越明許費繰越額	102,918
		(3) 事故繰越し繰越額	0
		計	102,918
5	実 質 収 支 額	1,203,599	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の 規 定 に よ る 基 金 繰 入 額	0	

実 質 収 支 に 関 する 調 書  
( 国民健康保険特別会計 )

区 分		金 額	
1	歳 入 総 額	9,302,363 千円	
2	歳 出 総 額	9,381,170	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	△ 78,807	
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0	
	(3) 事故繰越し繰越額	0	
	計	0	
5	実 質 収 支 額	△ 78,807	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0	

実 質 収 支 に 関 す る 調 書  
( 下 水 道 事 業 特 別 会 計 )

区 分		金 額	
1	歳 入 総 額	1,455,645 千円	
2	歳 出 総 額	1,449,432	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	6,213	
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0	
	(3) 事故繰越し繰越額	0	
	計	0	
5	実 質 収 支 額	6,213	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0	

実 質 収 支 に 関 す る 調 書  
( 受 託 水 道 事 業 特 別 会 計 )

区 分		金 額	
1	歳 入 総 額	643,012 千円	
2	歳 出 総 額	643,012	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	0	
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0	
	(3) 事故繰越し繰越額	0	
	計	0	
5	実 質 収 支 額	0	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0	

実 質 収 支 に 関 す る 調 書  
( 介 護 保 険 特 別 会 計 )

区 分		金 額	
1	歳 入 総 額	5,948,151 千円	
2	歳 出 総 額	5,900,536	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	47,615	
4	翌年度へ 繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0	
	(3) 事故繰越し繰越額	0	
	計	0	
5	実 質 収 支 額	47,615	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の 規 定 に よ る 基 金 繰 入 額	0	

実 質 収 支 に 関 す る 調 書  
( 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 )

区 分		金 額	
1	歳 入 総 額	2,011,442 千円	
2	歳 出 総 額	1,992,518	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	18,924	
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0	
	(3) 事故繰越し繰越額	0	
	計	0	
5	実 質 収 支 額	18,924	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0	